

“いざ”というときのために知っておきましょう 災害に遭ったときの給付

組合員やその被扶養者が地震、火災、台風や豪雨などの災害によって、住居や家財に損害を受けたときは「災害見舞金」、災害や交通事故など予測のつかない事故などで死亡したときは「弔慰金」「家族弔慰金」を受けることができます。



災害見舞金

災害により住居や家財に損害を受けたときに、損害の程度に応じて共済組合から災害見舞金を受けられます。

損害の程度		月数
<ol style="list-style-type: none"> 住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき。 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 		3月
<ol style="list-style-type: none"> 住居および家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき。 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 		2月
<ol style="list-style-type: none"> 住居および家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 		1月
<ol style="list-style-type: none"> 住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 		0.5月
<ul style="list-style-type: none"> 平屋建の家屋が浸水し、損害の認定が困難なとき。 	床上120cm以上	1月
	床上30cm以上	0.5月

◎災害見舞金の額

標準報酬月額に災害の程度に応じた月数を乗じた額

「住居」とは？

現に組合員が生活の本拠として居住する構造物（塀、門、車庫、倉庫、物置は含まない）のことであり、自宅、公務員宿舍、借家、借間等の別は問いません。

「家財」とは？

住居以外の社会生活上必要な一切の財産（山林、田畑、宅地、貸家等の不動産および現金、預貯金、有価証券等は含まない）のこと。

※同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、組合員ごとに請求することができます。

災害見舞品

- 災害見舞金が標準報酬月額の2ヵ月分以上支給されている場合は、生活必需品（被服、寝具、その他）の購入資金として、**50,000円が支給**されます。
- 災害見舞金の給付が報酬の2ヵ月分に満たない場合で、災害救助法が適用される要因となった災害によるときは、**30,000円が支給**されます。

※災害に遭われた際はすみやかに勤め先の共済担当課にお知らせください。損害の程度を把握するため、現地での災害状況の確認を行うことになります。

弔慰金（家族弔慰金）

組合員または被扶養者が、災害や予測しがたい事故により死亡したときに、共済組合から弔慰金（家族弔慰金）を受けられます。

弔慰金

◎弔慰金を受けられる人

組合員の遺族

◎弔慰金の額

標準報酬月額1ヵ月分の額

家族弔慰金

◎家族弔慰金を受けられる人

組合員

◎家族弔慰金の額

標準報酬月額1ヵ月分の70%の額